２０２５年１２月１３日

令３－２

肢ア

まだ，塀の上に立っているだけ，侵入していない。

未遂にとどまるのでは。不都合，量刑やすい。法益保護が不十分。

住居権者の意思が害される結果が生じた段階で既遂。

塀が高いのは，見せないという住居権者の意思が客観的にうかがえる。

登った時点で，意思に反する行為が行われており，同時に法益侵害の結果も発生している。侵入にあたる。

肢イ

空き家，人が看守する邸宅。意思に反する立ち入り，法益が害されている。

邸宅侵入罪成立。

肢ウ

平穏に立ち入っている。侵入といえるのか。文言からはあたらないように思えそう。

しかし，処罰感情に反する。危険な行為を防止できない。

住居権者の意思に反する立ち入りであれば，侵入にあたる。

住居侵入罪成立

肢エ

警備員に取り押さえられているので，侵入していないのではという問題意識。ただ，この段階で未遂は危険な行為を防止できない。敷地に入った時点で，管理権者の意思に反する。既遂。

肢オ

不退去罪は不成立。作為が成立しないときを想定。

住居侵入罪が成立すれば，そちらで処罰すればよい。

令３－３

肢１

判旨は，欺罔行為と一体ということを強調している。受領行為自体に危険性がなくても未遂犯の成立を肯定できる。本肢は，受領行為自体に危険性がないといけないといっている。判旨の考えに，あてはまらない。

肢２

判旨は未遂を成立させているが，関与の段階では，既遂になりようがない。すなわち，法益侵害の結果はおよそ発せしない。したがって，危険な行為もしようがない。

よって，未遂を成立させるのは問題だという批判が考えられる。

肢３

認めることはできる。結合犯，全体としてとらえれば，共同正犯の成立を認められる。

肢４

詐欺罪の承継的共同正犯を認める見解と矛盾しない。一体ととらえれば，途中から入ったものも，一体の行為をともにやっていると評価できるので，全部の責任を問いうる。

先行行為は，他人の行為を利用しており，相互補充の関係にたつ。したがって，共同正犯が成立する。

肢５

積極的に利用する意思がなくても，客観的に一連の一体の行為をともに行っている以上，共同正犯の成立を肯定できる。

令３－４

肢ア

職務の公正および公務員の社会の信頼法益。

賄賂を実際，受け取っていない。この場合にも犯罪が成立するか。

成立させる必要がある。なぜ，受け取らなかったのか。

証拠がのこっちゃうから。現実的にも，公務員になるまでに協力してもらえれば，賄賂がなくてもお礼をする必要がある。

法益害されている。犯罪成立。

肢イ

不正しなくても，第三者供賄罪成立。条文の番号がヒント。

法益が害されている。

実際に，直接もらうと，ばれるので第三者を通すことを想定すれば処罰の必要性があることはわかる。

肢ウ

適切なものであっても単純収賄成立。法益害される。

公務員への社会の信頼がゆらぐ。平等に扱わない可能性がある点をイメージするとよい。

肢エ

事後収賄罪，不正とときに成立。

公務員のときは目立ったことをさける。適法なことについて賄賂を渡すことは，今後がないため，法益との関係では害されていないとみる。

不正であれば，法益，職務の公正および社会の信頼が害されているといえる。

肢オ

賄賂は必要的没収。没収できなければ，追徴もある。

犯罪の目的を達ししないように，利益を残さないようにする。

令３－５

肢１

A 説，重い犯罪成立。軽い故意の分は科刑で処理する。

甲，傷害の故意，乙殺人の故意

甲乙　刑重いが，殺人罪の共同正犯が成立する。

肢２

A 説の場合，成立科刑がわかれる。甲，殺人の共同正犯，科刑は傷害致死の範囲とあるので。妥当でないとの批判があてはまる。

肢３

B 説，軽い犯罪で共同正犯，重い部分は単独犯で処理。

この場合，乙の単独犯で，殺人既遂で処罰するのが困難となる批判はたつ。

単独犯を殺人既遂で処罰するには，行為者による結果発生が必要。

甲によって，結果が発生している。この点から結論に問題があるのではという批判が立つ。

肢４

甲乙，傷害致死の共同正犯，乙殺人既遂（肢３を踏まえると未遂も考えれる）の単独犯

C 説，行為共同説。

甲，傷害致死の共同正犯，乙殺人の共同正犯

罪名従属をとらない説。甲の成立する犯罪においては，異ならない。

肢５

C 説は，行為共同説。

甲，傷害致死の共同正犯，乙殺人の共同正犯となる。

令３－６

肢１

偽造公文書行使罪の客体は，行使の目的は不要。

要は，作成の際に，公文書偽造罪が成立させる必要かが問い。

作成の段階で偽造とならないとしても，行使の段階で，法益侵害の結果は生じている。

文書に対する社会の信頼が害される。

作成の段階で，偽造罪の成立は不要。

肢２

公務員である医師が，裁判所に提出する診断書に嘘を欠いた場合は，虚偽公文書作成罪となる。

虚偽診断書作成は，医師が私人の場合に成立する犯罪。

公務所に提出する診断書等に成立（１６０条）

肢３

外形を備えれば，公文書偽造成立。

偽造，文書の信頼。名義におよぶ。したがって，作成者と名義人が不一致である必要がある。名義人，作成権限がある甲（行為者を便宜上甲とする），作成者，作成権限がない甲。

名義の不一致。

名義人が単純に甲ではないのか。それであれば，一致する。しかし法益が保護されない。

名義，文書に表示された観念の主体，文書の性質から判断。外形上，作成権限がある甲が表示されている。したがって，名義人は，作成権限がある甲。

一方で，実際に作成した者，作成者は，作成権限がない甲。作成者と名義人不一致，偽造となる。

肢４

携帯していただけでは，行使にあたらない。確かに，運転するには免許が必要だから。

運転の段階で，免許書を行使しているのではないか。

誰も認識していない，行使罪の成立早すぎ。将来，行使する危険性の段階は，偽造の領域。偽造公文書行使に関しては，相手方に認識，もしくは認識させる状態に置くことが必要。成立しない。

肢５

補助公務員の場合，虚偽公文書作成の間接正犯成立。
権限者を道具として法益を犯せる。

なお，私人の場合，公正証書原本不実記載との関係で，虚偽公文書作成の間接正犯は成立しない。

令３－７

肢ア

不実記録罪と供用罪は，牽連犯。類型的に手段と目的と関係に立つ。

肢イ

罪数は，正犯基準，刑罰は共犯基準

実体法と手続法を想定する。

肢ウ

詐欺と窃盗は併合罪。相手方が違う。個人法益別。実際，罪状も重くしたいところ。

肢エ

牽連犯，具体的には窃盗の目的ではない。しかし，類型的に処理する。

肢オ

身代金拐取，要求は牽連犯，監禁は併合罪。点と線の関係。

行為は重ならない。